

教育資料室だより

No.27 令和7(2025).4.1

発行 桐生市教育資料室

桐生市小曾根町3-30 (桐生市教育センター内)

電話 0277(46)6131

桐生の教育史をたどる

【学制その14】校 則

学制は、日本が近代国家の仲間入りをするための重要政策(※)の一つでした。そこで、文部省から各地方(府県町村)へという中央集権的な仕組みの中で、足早に学校が設置されます。各学校は、できる限り同じような方法で管理運営されることが求められ、かつ教育内容も同じであることが必要とされました。同一性を持たせるためには、条件を一定とするための規則が必要であり、これを定めたものが「校則」でした。

学制発布当初の教師は、漢学や儒学を藩校や私塾で学んだ者がほとんどであり、教授の経験も寺子屋の師匠としてくらいしかありません。一斉授業を「校則」に従って「教科書」を用いて指導する技術を身に付けるには苦勞したことと思われます。さらに、学校では生徒(児童)の人格形成をはかることも教師に求められ、どのようなことをどのように「訓育」するかということも大きな課題でした。

下に、明治8年8月、学校ごとにまちまちだった校則を整理して統一した「校則」となるように、栃木県(当時、山田郡の桐生は栃木県所属)が出した通達と群馬県が10年9月に制定した「小学校則」を抜粋して掲載します。〈学制その15へ続く〉

☆参考『桐生市教育史(上巻)』『群馬県教育史(第一巻)』

『学制百年史:文部省(昭和47年刊)』

※近代化のための三大改革

①教育＝学制 ②軍事＝徴兵令(兵制)

③財政＝地租改正(税制)

学制発布後、教育は家庭の義務となります。そこで、入学・修了の年齢は一応決められてはいたものの、それまで教育を受けていなかった者へも門戸を開いていました。

在校時間は6時間ほど、近年になっての猛暑、酷暑ほどではないにせよ、昔も夏の暑さ対策として始業を早めたり、在校時間を短縮したりしていました。

栃木県第三条からは、天然痘ワクチンとして種痘が導入されていたことがわかります。

「授業中の私語禁止」や「廊下を走らない」など校内で守るべきことは現在と共通しています。

群馬県第二十一条に、教場(教室)の広さが幅4間(1.8m×4=7.2m)長5間(9m)とあります。明治時代に規定された広さの教室が、現在でも多くの学校で使われています。明治初期の子供に比べると、現代の方がずっと体格が向上しています。高学年になると教室が狭いと感じるのは、教師として当然の感覚だと思います。

栃木県小学校則 (全二十三条：抜粋)

第一条 比校入学は毎歳四度(二月四月七月十月)を定期とす

第三条 生徒年齢は学齡(即ち満六年以上満十四年以下)内外を論ぜず入学を許す。然れども種痘或は天然痘を経過せし子女にあらずんば比校に入るを許さず

第六条 凡生徒たる者は正直従順にして師命を遵守し互の間に睦に睦に礼節を厚くし毫も喧噪粗暴の挙動すべからず

第十条 授業料は上中下三等に区分し上を一ヶ月五錢と為し中を同金四錢と為し下を同金三錢と為し生徒の等級に応じて納しむるを法とす。雖も家貧にして等級相当の授業料を納むる能はざれば上等生にして下等授業料を納めしむ、若極貧にして下等授業料をも納むる能はざる者は権宜に依りて免除す。後略

第十一条 年中参校退校の定刻左の如し

一、午前八時出校 半期 起第四月一日
午後二時退校 至第九月三十日

一、午前九時出校 半期 起第十月一日
午後三時退校 至第三月三十一日

但第七月一日より第八月三十一日迄午前七時出校
第十二時退校

第十七条 校舎内外を論ぜず総て沈静清潔にして莊嚴肅整なるを要すべし

禁 条 (全十九条：抜粋)

第一条 書籍石盤等の必要の物品及名刺鑑札を遺亡する事

第三条 受業中私に談話し又は猥りに席を離るる事

第六条 校中を奔走し又は猥りに大声を發すこと

第十四条 独楽及不良の玩弄物を取扱ひ都て危害遊戯をなす事

罰 則 (全六条：抜粋)

第一条 禁条第一条より第六条迄を犯したる者は当日放課時間十分の遊歩を禁ず

第二条 禁条第七条より第十条に至る迄を犯したる者は放課時間三十分の遊歩を禁ず

〔桐生市教育史上巻170頁173ページ〕

群馬県「小学校則」(全三十条：抜粋)

第一条 小学校ハ人民一般満六年以上満十四年迄必ス就学スヘキ者トス

但齡六年以上未滿ト雖トモ教科ヲ脩メ得ラルヘキモノ、十四年ヲ超ルモ教科卒業セサルモノハ入校スルコトヲ許ス

第四条 生徒入校ハ三月・九月ヲ以テ定期トス

但教場ノ都合ニ依リ臨時入校セシムルコト有ル可シ

第九条 生徒昇校ハ起業時間ノ十分前タル可シ

第十条 毎日午前九時ヨリ正午第十二時迄、午後第一時ヨリ第三時迄ヲ課業ノ時間トシ、盛暑中ハ午前第七時ヨリ正午第十二時を限リトス

但盛暑中ハ該地ノ都合ニ依リ五時間ヲ以テ斟酌スルモ妨ナシ、例之ハ午前八時起床午後第二時終業トスルカ如シ

第十一条 変則夜学校・工女余暇学校ハ春秋冬ヲ開校ノ期トシ、午後第七時ヨリ同第十時迄ヲ授業ノ時間トス

第十四条 男女校ヲ分ツヘシト雖モ、現今女児学校ノ設ケ莫キ地ニ於テハ、教場ヲ異ニシ或ハ坐位ヲ異ニス可シ

第十八条 児童ニ有間敷所業ヲナス者或ハ疎暴懶惰ニシテ再三訓誨ヲ加フレトモ改心セザル者或ハ偽計妄語ヲ構ヘ他生徒ヲ讒誣スル等ノ者アラハ、訓導心得第九條ノ手續ニ從フ可シ

第二十一条 教場ハ務テ清潔ナルヘク、卓子・椅子ハ整然次序アルヘク、而シテ教場ノ寛狭最モ其度得ルモノハ幅四間長五間卓子ヲ排置スル、五列以上ニシテ毎列卓子三脚毎脚生徒ヲ坐セシムル二人即チ生徒三十名以上ヲ容ル、モノトス

第二十四条 礼式ハ課業ノ始終及吏員等其校ヲ巡視スルトキハ必ラス之ヲ行ハシム、其方教師左ノ令ヲ下ス

一 生徒直立ノ準備ヲナス

二 速ニ起立ス

三 首ヲ低ル

四 故ニ復ス

〔桐生市教育史上巻178頁181ページ〕

教育資料室は 桐生市教育センターへ 移転しました

昨年「教育資料室だより No.26」でお伝えしたところですが、教育資料室は、令和7年1月、桐生市立西小学校から桐生市教育センター(旧西中学校跡地)へ移転しました。引っ越しにともない、半年間ほど利用できない状況が続き、皆さまには、ご不便、ご迷惑をおかけいたしました。

ようやく資料の配架作業もほぼ終了し、ご利用いただけるようになりました。これを機に、一般書・教育書・専門書・郷土資料等を分類、整理し直し、種類別にまとめて配置しましたので、これまでより資料が見つかりやすくなったと思います。多くの方々のご来室をお待ちしております。開室日は、原則として祝日、年末年始休業等を除く月曜から金曜の午前9時から午後4時までです。

ご利用の際には、教育センター3階の教育委員会事務局で職員に声をおかけください。ただし、資料が配架されている部屋には冷暖房設備がございません。冬季は非常に冷え込みます。まだ経験していませんが、夏季には相当な暑さが予想されます。服装等には十分お気をつけください。



桐生市教育資料室とは

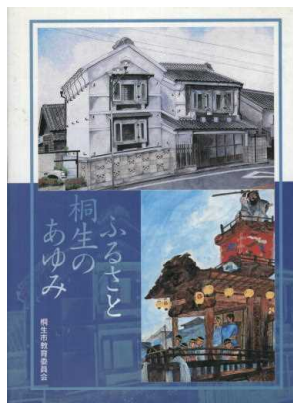
桐生市教育資料室は、15年にわたる『桐生市教育史※』編さん事業の間に収集された様々な資料を整理し、貴重な文化遺産として後世まで遺すこと。また市民に公開するとともに教育現場で活用してもらうことを目的として設置された機関です。他にも『桐生市史』や『群馬県史』を初めとする郷土に関係するたくさんの書物や地図・写真・記念誌など、種々の書籍並びに資・史料を保管しています。閲覧はもちろんのこと、一部を除き貸し出しも可能です。

※『桐生市教育史(桐生市教育委員会刊)』は上巻(昭和63年発行)・下巻(平成5年)・年表(同8年)の3巻構成。販売終了



『ふるさと桐生のあゆみ』

(桐生市教育委員会刊)



この本は、「桐生という地域がどのように発展してきたか、その歩みを見つめ、桐生の良さを見つけ出す手掛かりにしてほしいという思いをこめ(大里仁一編集委員あとがきから抜粋)」、中学生から一般向けとして作成され、平成10年2月に刊行されました。3段組み257ページというちょっとボリュームのある本ですが、これを読めば桐生の歴史を概観することができます。

定価 1400円

桐生人物誌

『明日へ伝えたいー桐生の人と心』上・下巻
(桐生市教育委員会刊)

桐生市制施行80周年を記念し、上巻(写真)は平成15年、下巻が同16年に発行されました。

政治・産業・経済・文化・教育・スポーツなどの分野において、桐生の歴史を担い、発展に寄与してきた人物120人余りの足跡をたどった読み物です。人物ごとに構成されているので拾い読みも可能です。

定価 1700円



◆『ふるさと桐生のあゆみ』・『明日へ伝えたいー桐生の人と心』は、教育委員会事務局で販売しています。